

〈資料〉

## コロナ禍における浦和大学のICT機器を活用した 介護等体験指導に関する実践報告

内田 徹<sup>1)</sup> 岡田 圭祐<sup>2)</sup> 岡本 仁美<sup>1)</sup> 鶴ヶ谷柊子<sup>1)</sup> 阪口 尚美<sup>3)</sup>

### 要約

コロナ禍の2020年度に初めて介護等体験を開講した浦和大学は、Google classroomの利用およびmanabaの導入、および学生への特別修学給付金の支給等の教育条件整備によりICT機器を活用した事前指導の実施を可能にした。急遽、かつ制約された教育条件のもとでの事前指導ではあったものの、学生は、介護の目的を理解したり、学ぶ意味を見出したりしていた。そして、自らのできることを知り、体験だけにとどまらない成長を遂げるために、事前指導における学びを生かした前向きな姿勢や目標を設定して介護等体験に臨もうとしていた。「将来的には特別支援学校で働きたい」や「特別支援学校や、特別支援学級を希望したい」という振り返りレポートからは、事前指導および介護等体験を通して自分に確かな成長を感じ、自信と具体的な展望をもって教育者として歩み始めようとする学生の姿が確認できた。

キーワード 介護等体験 ICT機器 事前指導

### 目次

1. はじめに
2. 浦和大学における介護等体験の概要
3. 高齢者関係福祉施設における「介護等体験」のための事前指導
4. 障がい者関係福祉施設における「介護等体験」のための事前指導
5. 特別支援学校における「介護等体験」のための事前指導
6. おわりに

## 1. はじめに

本稿は、浦和大学における2020年度介護等体験実施のための埼玉県教育委員会や埼玉県社会福祉協議会への手続き、事前事後指導の内容を整理・記録するものである。

1998年4月1日、いわゆる「介護等体験特例法」にもとづき、小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者に7日間の介護等体験が義務付けられた<sup>1)</sup>。その内訳は、特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間が一般的である<sup>2)</sup>。

---

1) こども学部 2) 短期大学部 3) こどもコミュニティセンター

「介護等体験特例法」によれば、「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を「介護等の体験」とし、必要な事項は文部科学省令で定めることとなっている（第2条2）。そして、大学は学生が「介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする」（第3条3）とされている。

2020年度の介護等体験実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の流行（以下、コロナ禍と略記）をうけ、8月11日に関係法令等が改定され<sup>3</sup>、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（2文科教第401号、以下、代替措置と略記する）にもとづいて対応することとなった。

各大学における2020年度の介護等体験の対応は全国私立大学教職課程協会においても共有されている。本学も関東地区私立大学教職課程協会研究懇話会に参加した<sup>4</sup>。同会によれば2020年度の介護等体験を「7日間すべて体験した大学」17.8%、「すべて代替措置を利用した大学」27.1%、「体験と代替措置の併用」34.1%、「社会福祉協議会ないし教育委員会の対応待ち」11.6%、無回答9.3%ということであった。

本学の場合、代替措置を講じることなく「7日間全て体験した大学」に該当する<sup>5</sup>。

コロナ禍の収束が見通せない現在、本学が代替措置を講じることなく介護等体験を実施できた経緯や内容を整理・記録し、公表することは、今後、本学および各地の教員養成機関の参考に資する材料となろう。この意義は少なくない。

## 2. 浦和大学における介護等体験の概要

### 2.1 浦和大学における介護等体験の位置づけ

浦和大学における介護等体験は、こども学部学校教育学科の授業科目の一つとして位置づけられている<sup>6</sup>。より具体的には、同学科の授業科目は、「人間総合科目」と「こども総合科目」、「教育専門科目」、「自由履修科目」に区分される。そして、各区分の授業科目は科目群に分けられている。同学科の「介護等体験」は、「教育専門科目」の科目群のうち「教育の実践と応用」の授業科目として位置づけられている<sup>7</sup>。配当年次は4年次、通年の「小学校教諭必修科目」1単位となっている<sup>8</sup>。

このような位置づけのもと、2020年度に初めて学校教育学科4年生17人を対象として浦和大学における介護等体験（以下、「介護等体験」と略記する）は実施された。

### 2.2 「介護等体験」のシラバス

「介護等体験」の担当教員としてシラバスに明記されているのは筆者の一人である内田徹のみである。あらかじめ述べておくと、内容に応じて、介護福祉科岡田圭祐講師、こども学科岡本仁美准教授、学校教育学科鶴ヶ谷柊子講師も事前指導を担当した。

「介護等体験」の「授業のテーマ及び到達目標」は、「小学校教育の実践において役立つ多



様な知識・技能を身につけ、それをこどもたちへの関わりに活かす実践的学習の一環として、介護等体験の意義を理解し、特別支援学校と社会福祉施設で既定の日数の介護等体験を実施し、現場体験を深める」(p.235) ことである。

この目標達成のために、当初、3回の事前指導と1回の事後指導を計画した。具体的には、「介護等体験の目的と概要、事前準備の手順と方法」(第1回)、「特別支援学校における介護等体験の概要(グループディスカッション等を実施する)」(第2回)、「社会福祉施設における介護等体験の概要(グループディスカッション等を実施する)」(第6回)、「介護等体験で学んだこと：発表と振り返り(グループディスカッション等を実施する)」(第15回)である。残り11回を特別支援学校(2日間)と社会福祉施設(5日間)における実習とした。

テキストは、全国特別支援学校長会編『新フィリア』(ジアース教育新社、2020年)とし、参考書・参考資料等として社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会『学生のための介護等体験ガイドブック』(社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会、2019年)を使用した。

### 2.3 「介護等体験」の手続きと配属までの流れ

「介護等体験」の体験先は、埼玉県教育委員会(以下、県教委と略記する)が特別支援学校、埼玉県社会福祉協議会(以下、県社協と略記する)が社会福祉施設を決定し、通知することになっている<sup>9</sup>。

2020年度の実施にあたり、2019年11月5日彩の国すこやかプラザにおいて「介護等体験実務説明会(教員養成機関向け)」が開催された。説明会では、県教委や県社協への手続きの方法が周知・案内された。

説明会には内田が参加し、手続きはこどもコミュニティセンターの阪口尚美が担当した。

#### (1) 県教委への手続きと配属までの流れ

県教委への手続きは、2019年12月末日までに各大学等の介護等体験希望人数と定期試験等のために体験できない日程を回答することから始まった。

県教委からは、3月20日までに受入期間と体験校である特別支援学校名、受入予定数が通知されることになっていた(「受入通知書」様式4)。大学は、通知された受入人数に応じて特別支援学校ごとに学生を配属し、体験実施1か月前までに指定された「体験生名簿」(様式5)を特別支援学校にメールで送信することとなっていた<sup>10</sup>。

ところが、コロナ禍の拡大を受け、3月2日から特別支援学校等の臨時休業が決定した<sup>11</sup>。

これに伴い、2020年3月30日、県教委も「7月末を目処に実施の可否について検討し、改めて通知」<sup>12</sup>するとした。併せて、「希望する学生全てについて今年度内の実施が困難である場合も想定されますので、各大学におかれましては、受け入れ延期や中止等への対応について御検討をお願いいたします。」という要請があった<sup>13</sup>。

その後の特別支援学校における「介護等体験」までの流れは次の通りである。

2020年7月16日事務連絡「令和2年度特別支援学校介護等の体験の実施について(お願

い)」により9月1日以降「介護等の体験につきましては、新型コロナウイルス感染防止のための配慮等を十分に行い、受け入れ依頼予定数どおり実施すること」となった。そして、同日「令和2年度「介護等の体験生受入通知書」(教特第269号)により、11月25・26日の2日間で18人全員が1校の特別支援学校において「介護等体験」を実施できることが通知された。本学の場合、1校の特別支援学校において体験できることとなったため大学が配属先を決めることはなかった。体験費用は無償である。

さらに、2020年7月22日には体験先の特別支援学校から事前指導において周知すべき内容が記載された「事前資料」が送付された。

以上のような手続き、および県教委ならびに特別支援学校の御理解と御協力により特別支援学校における本学の「介護等体験」は代替措置を利用せずに実施することができた。なお、これらの手続きや特別支援学校における介護等体験のための費用は無償である。

## (2) 県社協への手続きと配属までの流れ

他方、県社協への手続きは、「介護等体験申込書」およびデータファイルの提出により申し込むこととなっていた<sup>14</sup>。申込期限は体験開始期間により次の3期に分けられており、体験終了期間はいずれも2021年1月となっていた。

申込期限と体験開始期間は、順に、1期は2020年1月末締切5月開始、2期は同年4月末締切7月開始、3期は同年6月末締切9月開始となっていた。

データファイルは、県社協が用意するシステムへのデータを入力することで作成された。入力するデータは、「申込者」と「体験できない期日」、「希望地域」、「希望施設の種別」であった。システムへのデータ入力等は阪口が担当した。これらは、受入施設の種別が多種にわたるとともに受入施設の所在地も埼玉県内全域にわたるためであった。学生の希望種別として乳児院が多いものの、希望数に見合う受入施設の確保が困難であるということであった。学生の希望と受入施設を可能な限り一致させるために、学生の住所から居住地域の社会福祉施設を体験先として配属する仕組みとなっている。県社協による配属は、学生AはB施設、学生CはD施設というように、学生ごとに受入施設が決定した形で行われた。

この配属および体験のために、学生1人あたり、体験1日につき税込み1,600円の費用を県社協が指定する口座に一括して納めることとなっていた。1,600円の内訳は、「施設協力費」1,000円、「埼玉県社協調整費」600円となっている<sup>15</sup>。

体験先を調整した結果は、「介護等体験受入決定通知書」を体験期間に応じて3月・5月・7月の各月中旬頃に発送することとなっていた。

本学は、2020年5月から体験できるよう1月末締切の1期に申し込んだ。

県社協からは予定通り3月13日付「介護等体験受入決定通知書」が送付されてきた。

ところが、特別支援学校における介護等体験手続きの場合と同様、コロナ禍への対応を迫られることとなった。具体的には次の通りである。

2020年3月31日「体験の開始時期を8月以降に延期する」ことが知らされた<sup>16</sup>。これによ

り、5～7月末に体験が決定していた学生については「再調整する」こととなった。本学の場合、18件中7件が該当した。

同年4月7日、「卒業年次の学生や、今年度に体験しなければならない理由のある学生」等を連絡することとなった。この通知には「その他の留意事項」として「今後の状況によっては再度受入時期を延期する可能性があります。」ということが記載されていた<sup>17</sup>。

その後、同年8月21日、上述の代替措置の適用について確認があった<sup>18</sup>。本学では代替措置を適用せずに7日間の介護等体験を実施する旨、回答した<sup>19</sup>。

さらに、当初から8月以降の体験予定であった11件中6件が受入中止となり、県社協によって再配属された<sup>20</sup>。5～7月末の「再調整」と合わせると、18件中13件が当初配属された体験先とは異なる施設において「介護等体験」に臨むこととなった。

とはいえ、本学のコロナ禍への対応は、学生に期間や受入施設の変更を連絡することが中心であり、県社協による受入施設の確保と学生の調整等に比べれば、軽微なものであった。

#### 2.4 本学における「介護等体験」のための事前指導の準備

2020年度事前指導にあたっては、以上のような手続きおよびコロナ禍への対応とともに、実施方法の検討も不可欠であった。本学の場合、対面型授業が6月から実施できる可能性を考慮して事前指導の準備を進めた。上述したシラバスからもわかるように事前指導の機会は限られていること、本学における「介護等体験」の事前指導は2020年が最初であることから当初は対面型での実施を念頭にしていた。

特別支援学校における「介護等体験」の開始が9月以降、社会福祉施設におけるそれが8月以降となったことを受け、6月18日の学科会議において事前指導の実施計画を報告した。その際、こども学部こども学科および短期大学部介護福祉科において介護等体験を受入施設における勤務・指導体験を有する教員に事前指導を依頼することとなった。

これを受け、6月22日に学校教育学科長の矢部一夫教授が、こども学科長五十嵐裕子教授および介護福祉科長松壽久実教授に講師派遣を依頼した。五十嵐学科長と松壽学科長の下承を受け、翌23日に内田からこども学科岡本仁美准教授および介護福祉科岡田圭祐講師に事前指導を依頼した。岡本准教授には障がい者関係福祉施設、岡田講師には高齢者関係福祉施設における介護等体験の事前指導をお願いした。

6月23日の時点では、事前指導は、8月5日の5限に対面型の授業を実施する予定を立てていた。しかし、コロナ禍の影響により本学においても7月20日から再び学生の入構を禁止する事態となり、8月5日の事前指導も対応の必要性に迫られた。

本学では、4月30日にコロナ禍における学生の学修環境整備のため学生全員に特別給付金を支給しており<sup>21</sup>、ICT機器を活用したオンライン形式の事前指導の実施が可能であった。そこで、本学のオンライン形式の授業で主に利用されていたGoogle Workspace for Educationの一部であるGoogle classroomを利用して事前指導を実施することとした。

Google classroomを利用した背景には、学生全員に本学のGoogleアカウントが割り振られ

ており、Google classroomへのアクセスは本学のGoogleアカウント所有者に制限しやすいことも無関係ではなかった<sup>22</sup>。さらに、Google classroomには、meet機能があること、資料の配布・提出機能も備わっており、学生も「介護等体験」以外の科目においてもこれらの機能を利用することに習熟しつつあったからである。ただし、学生がGoogle classroomにアクセスするICT機器はスマートフォンを使用しているケースが少なくなかった<sup>23</sup>。

かかる状況もあり、事前指導は体験施設の種類、すなわち障がい者関係福祉施設と高齢者関係福祉施設の2グループに分けて実施することとした。これに伴い、Google classroomを障がい者関係福祉施設において「介護等体験」に臨む学生8人用と高齢者関係福祉施設のそれ10人用を用意した。

さらに、8月5日の2限を新たに事前指導の時間と設定し、高齢者関係福祉施設において「介護等体験」に臨む学生がICT機器を活用したオンライン形式の事前指導に参加した。同様に、同日の5限は障がい者関係福祉施設において「介護等体験」に臨む学生がICT機器を活用したオンライン形式の事前指導に参加した。

他方、特別支援学校における「介護等体験」の事前指導は、11月5日の5限に実施した。

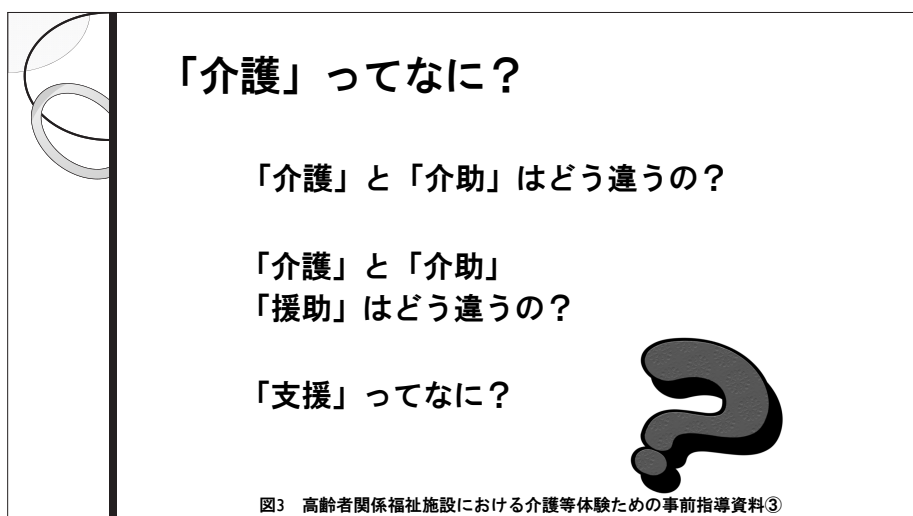
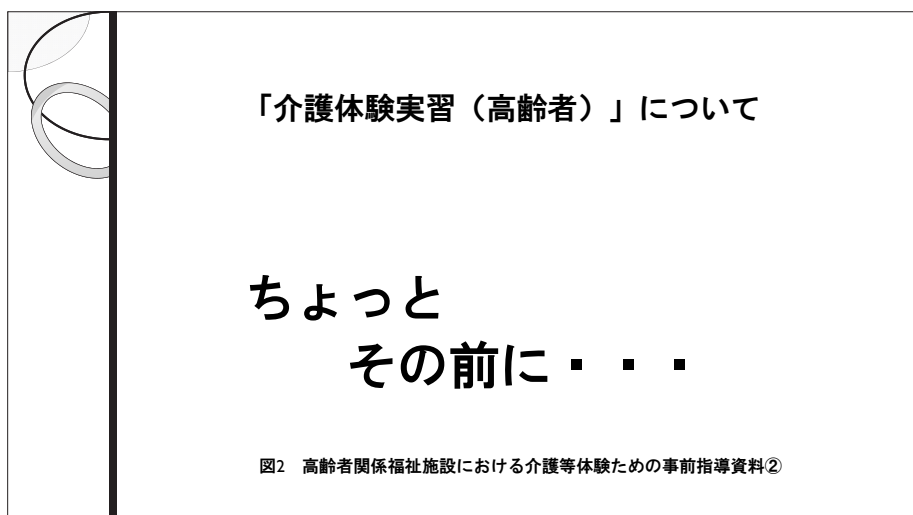
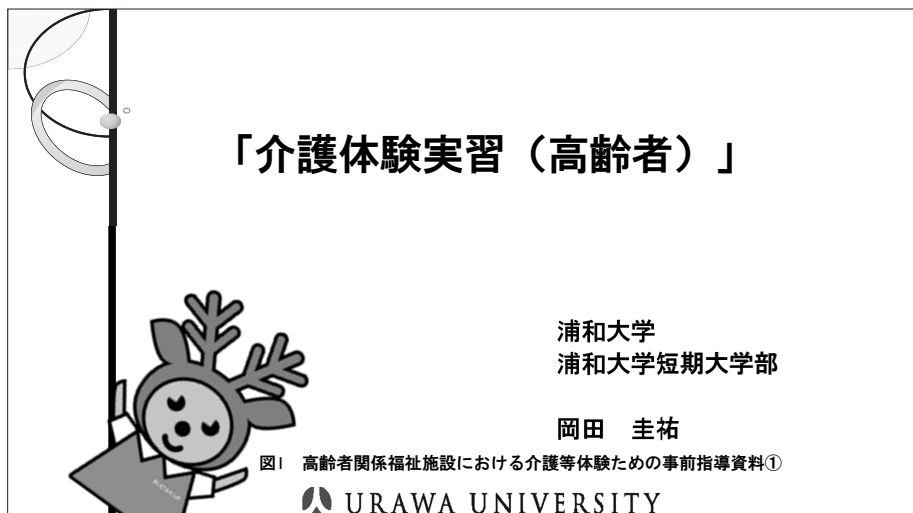
社会福祉施設における「介護等体験」の事前指導と同様、特別支援学校における「介護等体験」、とりわけ埼玉県の特設支援学校における介護等体験の経験を有する学校教育学科鶴ヶ谷柊子講師に事前指導を依頼した。

特別支援学校における「介護等体験」の事前指導は、対面型の授業が可能となったため、直接的にはICT機器を活用した「介護等体験」の事前指導ではなかった。

とはいえ、本学は後期から株式会社朝日ネットが提供するクラウド型教育支援システム「manaba」を導入した<sup>24</sup>。これに伴い、特別支援学校における介護等体験の事前指導の日程周知や受講にあたっての留意点、後述する振り返りにおいて「manaba」を活用した。

コロナ禍における本学の「介護等体験」のための事前指導は、以上のようなICT機器を活用できる教育条件の整備が不可欠であった。

2021年1月7日（木）、再び緊急事態宣言が発出されたことを受け、同日予定していた対面型の授業による振り返りは延期とし、大学の判断にもとづくこととした。最終的に同宣言解除の見通しが立たないため、「manaba」を活用した課題提出型の振り返りを実施した。





## 「介助」とは・・・

「病気や障がいを持つ方や高齢の方に付き添い、日常生活の行動を直接的に援助するという身体的な動作」という意味合いが強い。

したがって「介助」には、日常生活動作のうち以下のよう内容が含まれている。

- ・ 食事
- ・ 排泄
- ・ 入浴
- ・ 移動
- ・ 着替え
- ・ コミュニケーション



図4 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料④

## 援助とは・・・

文字道理、「応援して」「助ける」といった意味です。これにより主体的に取り組む個を尊重し、必要に応じて手を貸していくという意味です。

## 支援とは・・・

援助に近い意味合いを持っていますが、「支えながら」「応援する」といった意味であることから、援助よりも主体者を尊重するといった意味合いが強くなります。

図5 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑤

## 「介護」とは・・・

「高齢や身体上または精神上の障がいによって、日常生活を営むのに支障がある方が、身体的、精神的、また社会的に自立した生活を送ることができるように、健康面や生活面での介助や援助・支援を行うこと」



つまり・・・

「介護の目的」は・・・

「自立を支援する」こと

図6 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑥

## 「自立」とは

**昔**  
他からの援助を受けず、独立した経済生活を営むこと  
他人の助けを受けずに独立した生活を営むこと

**今**  
内的自立：自己責任の意識を持ったうえで、自分の意思に従って行動や判断などを決定することができる  
外的自立：現実的な選択肢を複数持っている

「自己選択」→「自己決定」→「自己実現」

\* 「自己責任」

図7 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑦

## 施設の目的と種類

◎ 様々なニーズに応じた「自立支援」  
◎ 「自己実現」のお手伝い

「生活」  
特別養護老人ホーム  
グループホーム

共同生活介護  
認知症対応型生活介護  
etc...

「リハビリ」  
老人保健施設  
デイサービス  
デイケア

通所介護  
通所リハビリテーション  
ect...

図8 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑧

## 1日の流れ

特別養護老人ホーム  
グループホーム

etc...

デイサービス  
デイケア

etc...

7:00	起床・身支度・整着	8:30	起床
8:00	朝食・服薬・口腔ケア	10:00	朝礼
9:00	体操（主に平日）	10:30	入浴・個別レク
9:30	入浴	12:00	昼食・休憩
12:00	昼食	13:00	個別リハ・集団レク
13:00	レクリエーション	14:00	趣味活動
15:00	おやつ	15:00	おやつ
18:00	夕食	15:30	個別レク
21:00	就寝（ナイトケア）	17:00	帰宅

図9 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑨

## 利用者との関わり方

- ◎「利用者の尊厳」を守る
  - ・プライバシーを守りましょう
  - ・挨拶をしましょう
  - ・礼儀正しくはっきりと話しましょう
- ◎「自立支援」を意識する
- 「集団」＜「個（個人）」
- 利用者の特性を理解した支援

図10 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑩

## 体験者に求められる姿勢

- ◎体験者であることを忘れずに
  - 「介助」→専門職
  - 「援助」→専門職＋一部体験者
  - 「支援」→専門職＋一部体験者



どんな些細なことでも、行動を起こす前に担当者（職員）に確認しましょう。  
\*命につながる危険が潜んでいます。

図11 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑪

## 体験するにあたっての準備

- ◎身だしなみを整えましょう
 

利用者さんやご家族は、皆さんを「職員」として接してくる場合もあります。体験先の施設職員としての振る舞い、服装が求められます。

  - ・靴・・・スニーカーがベスト
  - ・服・・・過度な露出×
  - ・髪色・・・地毛のまま

図12 高齢者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑫

### 3. 高齢者関係福祉施設における「介護等体験」のための事前指導

図1～12は、高齢者関係福祉施設において「介護等体験」に臨む10人のために実施した事前指導の資料の一部である。この事前指導の後、9月7日から順次、「介護等体験」が始まり、11月20日に終了した。進路変更のため1人が体験日前に介護等体験を辞退した。

学生が提出した振り返りレポートには、事前指導まで、高齢者関係福祉施設における「介護等体験」に対して不安や知識不足、学ぶ意義を見出せずにいる姿が率直に述べられていた<sup>25</sup>。しかし、事前指導を通じて、介護の目的が「自立を支援する」ことを理解したり、「自立」に含まれる意味が時代に合わせて変化していること、支援と援助の違いを認識したりした結果、体験を通して学ぶ意味やその必要性が共有されたことがわかる。介護の目的が簡潔かつ的確に表現されたことも学生の理解や認識を転換する契機となったことは間違いない。

そして、次の記述からは、事前指導を通して、自分のできることを知り、学ぶ意味をつかみ、目標を設定して「介護等体験」に臨もうとする姿が確認できた。

- ・「何でも自分でできるようにしていくことが大切なことだという考えに縛られすぎていたのだと、改めて介護することに対しての考えを見直すことができました」
- ・「この（介護等体験：筆者註）主旨を学ぶことにより、小学校教諭免許状取得との関連性が深いことを学びました」
- ・「『介護』について少しは理解することができ、実りのある体験にしたいという気持ちになることができました」
- ・「利用者さんの支援ができるように努めることを目標にした」

### 4. 障がい者関係福祉施設における「介護等体験」のための事前指導

図13～24は、障がい者関係福祉施設において「介護等体験」に臨む8人のために実施した事前指導の資料の一部である<sup>26</sup>。この事前指導の後、8月24日から順次、「介護等体験」が始まり、2021年1月13日に終了した。

振り返りレポートには、高齢者関係福祉施設における「介護等体験」の振り返りと同様、障がい者関係福祉施設における「介護等体験」に対してもまた、事前指導までは、不安や知識不足、学ぶ意義を見出せずにいる姿が述べられていた<sup>27</sup>。

しかし、具体的な事例や施設に勤務する方々のインタビュー映像等を取り入れた事前指導により、施設を利用する方や施設の一日の流れを知ることができ、不安を和らげることができたり、学ぶ意義を自分なりに見出していったりしたことがわかる。学生の不安に対し、介護等体験を受け入れた経験を交えながら対応方法を一つひとつ説明されたことも学生の不安解消や自分なりの「福祉観」を再構成することができたことがわかる<sup>28</sup>。

# 障害者福祉施設について

こども学部 学校教育学科 介護等体験事前指導

2020年8月5日

こども学部 こども学科 岡本仁美

図13 障がい者関係福祉施設における介護等体験ための事前指導資料①

## 障害のある人や障害者施設、支援についてのイメージ

- 話ができない、通じない
  - 出来ないことが多い⇒お世話のする対象
  - いきなり暴れたり、大声を出したりする⇒怖い
  - どの様に接したらいいのかわからない⇒不安
  - どのような生活をしているのだろう……⇒病院のようなところでの生活？
- ※不安や恐怖感は知らないこと、解らないことから生じる⇒知ろう、理解しようとする姿勢を持つことから始めよう！

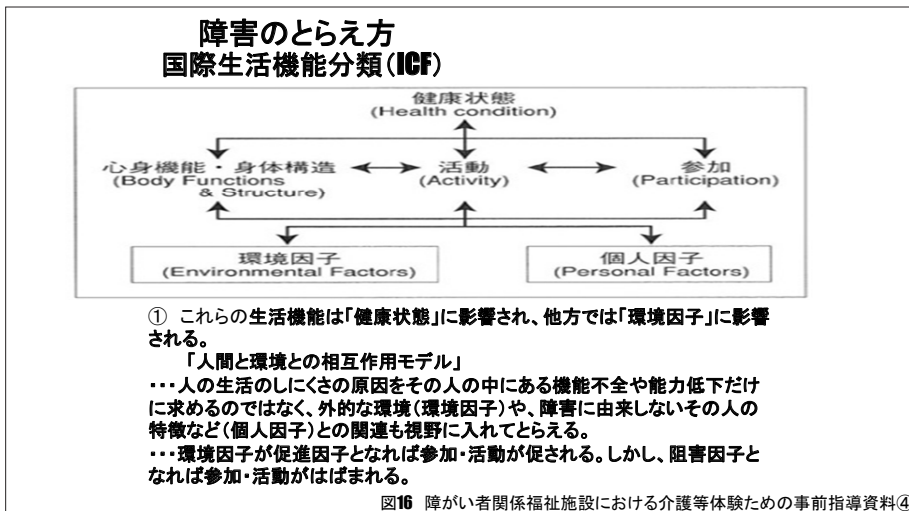
図14 障がい者関係福祉施設における介護等体験ための事前指導資料②

## 本日の講義の内容

- 障がいの捉え方について
- 障害者支援の考え方
- 障害者支援施設について
- 介護等体験での留意点
- 施設利用者と関わるうえでのポイント
- 動画視聴とレポート提出(GOOGLE FORM)

図15 障がい者関係福祉施設における介護等体験ための事前指導資料③





●ここでクイズです…

➤ どちらの人の障害が重いと思いますか

- Aさんは交通事故で歩行ができなくなり車椅子生活
- Bさんは交通事故で歩行が不自由になり松葉づえ生活
- 正解は……

図17 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑤

### 障がい者支援の考え方

- 合理的配慮
- その人に内在している要因を変化させることを本人だけに求めるのではなく、その人が社会に参加しやすいように物的、人的な環境を整える

※障がいがある人もない人もチャンス・待遇は平等！

勉強する、働く、文化活動に参加する

図18 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑥

# 障害者支援施設について

●障害者支援施設とは、**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第5条の11**により「**障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設**」と規定されている施設である。具体的には、障害者に対し、夜間から早朝にかけては「**施設入所支援**」を提供するとともに、昼間は「**生活介護**」などの「**昼のサービス(日中活動事業)**」を行う、**社会福祉施設**である。市区町村に申請を行い利用する

図19 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑦

## 1 サービスに係る自立支援給付等の体系

### 障害福祉サービス等の体系 (介護給付・訓練等給付)

訪問系	介護給付	在宅介護(ホームヘルプ)	在宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		施設訪問介護	重度の身体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に行う
		同行支援	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
日中活動系	介護給付	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、在宅介護等複数のサービスを包括的に行う
		短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	医療と療養介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
居住支援系	訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
		就労移行支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

(注) 表中の「○」は「障害者」、「◇」は「障害者」で、利用可能なサービスにマークしている。

## ●厚生労働省 サービスに係る自立支援給付等の体系

図20 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑧

## 入所施設 通所施設の一日の流れの例

入所利用者		通所利用者	
07:00	起床・身支度	08:00~	自宅を出発 (送迎車を利用)
08:00	食堂にて朝食	09:00	施設に到着
08:40	居室清掃・活動の準備	09:10	フレントに到着
09:25	ラゾバ体操・全体朝礼	09:25	ラゾバ体操・全体朝礼
09:30	朝の運動	09:30	朝の運動
09:40	午前の作業開始 - 生産活動 - 通院リハビリ - 定期受診 - 訪問給料 など	09:40	午前の作業開始 - 生産活動 - 通院リハビリ - 定期受診 - 訪問給料 など
12:00	食堂にて昼食 昼休み	12:00	食堂にて昼食 昼休み
13:00	午後の活動 - 生産活動 - 入浴支援 - リハビリ支援 - 買物支援 - クラブ活動 など	13:00	午後の活動 - 生産活動 - 入浴支援 - リハビリ支援 - 買物支援 - クラブ活動 など
16:30	自由時間 - 入浴 - 洗濯 - 外出 など	15:30~	送迎車が出発 自宅に到着
18:00	食堂にて夕食	17:00	
18:40	自由時間 - テレビ - 読書 - 談話 など		
22:00	消灯		

送迎はリフト付き専用車両で行います。

図21 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑨



## 介護等体験で施設利用者に関わる時の留意点

- 緊張はするかもしれないが、利用者と一緒に時間を楽しもうとする姿勢が必要。
- 利用者には人生の先輩として尊敬をもって接する。(名前にはさん付け、年上には敬語)
- 利用者の生活の場、仕事の場で体験をさせていただいていることを忘れず、学生として節度ある行動をする。
- 体調が悪い時には決して無理をしない。
- 服装に注意
- 個人情報の守秘義務を守る(SNSへの投稿、帰り道での会話等)
- 利用者との貸し借りや携帯電話番号、メール交換を行わない。

(作品などの頂き物も必ず、職員に確認してから)

図23 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑪

## 施設利用者に関わるうえでのポイント！

➤ どのようにコミュニケーションをとっていいかわからないときは

- まず、にこやかな挨拶からはじめる
- 職員のかかわりを観察してヒントをいただく
- 職員に利用者の好きな事、趣味を聞いて話題にする。
- 曖昧な表現では理解できない利用者があるので、なるべく簡単な文章で端的に伝える。
- かかわりで解らないこと配慮事項は、職員に尋ねる。
- 言語による応答的なやり取りにこだわりすぎず、相手が楽しいと感じる快の雰囲気を一緒に作る(楽しい空間を共有するのもコミュニケーション)

図24 障がい者関係福祉施設における介護等体験のための事前指導資料⑫

- ・「コミュニケーションの大切さ」
- ・「利用者と一緒に時間を楽しもうとする姿勢が大切」
- ・「敬意を持って接するということを学びました」
- ・「利用者の方々に尊厳をもって接することの大切さ」
- ・「『福祉』というのはどのような役割があるのかについて、実習を通して学ぶことが大切だと感じました」
- ・「どんな人が福祉の支援を必要としているのかを理解することができた」

そして、次の記述からは、事前指導を通して、自分のできることを知り、学ぶ意味をつかみ、将来へと自ら一歩踏み出そうと目標を設定する姿に加え、体験先の利用者も職員もともにやりがいをもっていることに気づき、体験だけにとどまらない成長を遂げようとする姿がみてとれるのではないだろうか。

- ・「学んだことをどのように生かしていけるかを考え体験しようという、目標を持ち取り組むことができた」
- ・「『人と地域の関わりについて』と『コミュニケーションの大切さ』の二つの目的を持って、実習に行くことができました」
- ・「実習を通して少しでも多くのことを学ばせていただきたいという気持ちをもつことができ、前向きな気持ちで実習に臨むことができた」
- ・「職員の方々も施設の利用者の方々も仕事にやりがいをもっているということが伝わってきた」

## 5. 特別支援学校における介護等体験のための事前指導

図25～32は、特別支援学校における「介護等体験」に臨む17人のために実施した事前指導の資料の一部である。特別支援学校における介護等体験の経験を踏まえた内容を中心とした構成となっている。

この事前指導後、11月25～26日に16人、26～27日に1人が「介護等体験」を実施した。進路変更のため1人が指導前に「介護等体験」を辞退した。

特別支援学校における「介護等体験」について振り返りレポートをみると、社会福祉施設における「介護等体験」よりも当初から学ぶ意味を認識できていたようである。しかし、不安や知識不足を記したレポートも少なくなかった。注目されるのは、「特別支援学校の体験を私はとても楽しみにしていた」と記す学生も確認できたことである。

次の記述には、事前指導において獲得した知識と「介護等体験」による経験から自分に確かな成長を感じ、自信と具体的な展望をもち歩み始める学生の姿が如実に表されている。

- ・「将来的には特別支援学校で働きたい」
- ・「特別支援学校や、特別支援学級を希望したい」
- ・「私は一般企業に就職ですが、将来は特別支援学校の先生として働きたい」



令和2年度 学部・男女別児童生徒数 令和2年5月1日現在

	一般学級			重複学級			合計	
	男子	女子	計	男子	女子	計		
小学部	1年	13	3	16	3	0	3	19
	2年	14	3	17	0	3	3	20
	3年	9	4	13	0	0	0	13
	4年	11	4	15	1	1	2	17
	5年	10	4	14	0	1	1	15
	6年	10	1	11	2	0	2	13
	計	67	19	86	6	5	11	97
中学部	1年	12	8	20	1	0	1	21
	2年	18	8	26	0	0	0	26
	3年	12	4	16	1	1	2	18
	計	42	20	62	2	1	3	65
高等部	1年	19	15	34	0	1	1	35
	2年	11	12	23	2	2	4	27
	3年	22	11	33	2	1	3	36
	計	52	38	90	4	4	8	98
合計	161	77	238	12	10	22	260	

県立U特別支援学校webサイトより引用

図27 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料③



令和2年度 小学部高学年(一般学級) 日課表						令和2年度 中学部1年(一般学級) 日課表						県立U特別支援学校webサイトより引用	
時刻/曜日	月	火	水	木	金	時刻/曜日	月	火	水	木	金		
9:00	登校					9:00	登校					スクールバスでの登下校	
9:05	日常生活の指導(着替え、挨拶、朝の会)					9:05	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、朝の会など)						
9:55						9:55							
10:00						10:00							
10:10	生活単元学習					10:10	自立活動		保健体育				
10:20	体育(20分)					10:25							
10:30	音楽					10:35	生活単元学習	保健体育	作業学習	国語	数学		
10:55	自立活動(30分)					11:05							
11:00						11:10	生活単元学習	保健体育	作業学習	数学	国語		
11:05	生活単元学習	国語/算数	体育	国工/生単	国語/算数	11:45							
11:50	日常生活の指導(給食、清掃等)					11:50	日常生活の指導(食事に関する指導など)						
13:25						13:15							
13:30	道徳の指導	道徳の指導	自立活動	道徳の指導	自立活動	13:20	生活単元学習	自立活動	音楽	特別学習/美術	特別学習/総合的な学習の時間	学校外の農園での活動	
14:00	日常生活の指導(給食、着替え、帰りの会)					14:00	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、帰りの会など)						
14:05						14:05							
14:35						14:35							
14:40	下校					14:40	下校						
						14:45	課外クラブ						
						15:15	下校15:20						
						15:20							

図28 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料④

令和2年度 高等部一般学級2学年社会基礎 日課表						令和2年度 高等部一般学級2学年社会実践 日課表						県立U特別支援学校webサイトより引用			
時刻/曜日	月	火	水	木	金	時刻/曜日	月	火	水	木	金				
9:00	登校					9:00	登校					図29 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料⑤			
9:05	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、朝の会等)					9:05	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、朝の会等)								
9:30	保健体育	保健体育	自立活動	保健体育	自立活動	9:30	保健体育	保健体育	自立活動	保健体育	自立活動				
10:00	英研	作業学習	国語	数学	作業学習	職業	10:00	英研	作業学習	国語/数学	作業学習			職業	
10:10						10:10									
10:55	保健体育	作業学習	国語	数学	作業学習	音楽	10:55	保健体育	作業学習	国語	数学			作業学習	音楽
11:05						11:05									
11:50	日常生活の指導(食事に関する指導等)					11:50	日常生活の指導(食事に関する指導等)								
12:55						12:55									
13:00	総合的な学習の時間	作業学習	生活単元学習	作業学習	国語	数学	13:00	総合的な学習の時間	作業学習	生活単元学習	作業学習			国語	数学
14:00						14:00									
14:05	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、帰りの会等)					14:05	日常生活の指導(着替え、持ち物の整理、帰りの会等)								
14:30	特別活動(ホームルーム活動)					14:30	特別活動(ホームルーム活動)								
14:40	下校14:40					14:40	下校14:40								
14:45						14:45									
14:55						14:55									
15:00						15:00									
15:10	日常生活の指導					15:10	日常生活の指導								
15:15	下校15:15					15:15	下校15:15								

## 介護等体験での経験

- ・ クラス 高等部3年生 8人程度 車いすの生徒も
- ・ 授業 国語の授業について
- ・ 給食
- ・ 記憶力 車のナンバー
- ・ 支援 (小学部で体験を行った同級生への聞き取り)



図30 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料⑥

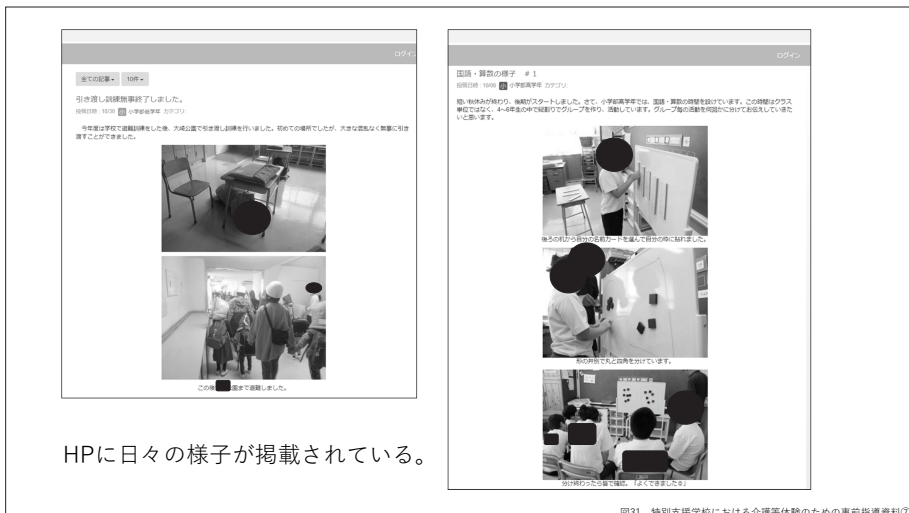


図31 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料⑦



図32 特別支援学校における介護等体験のための事前指導資料⑧

事前指導において自らの特別支援学校における介護等体験の経験を実感豊かに分かち伝えられたことが要因の一つとなっていることは間違いない。

## 6. おわりに

以上のようなICT機器を活用した「介護等体験」のための事前指導後、学生は各社会福祉施設と特別支援学校における介護等体験に臨み、17人が介護等体験を終える事ができた。そして、ICT機器を活用した「介護等体験」の振り返りレポートには、事前指導による理論と介護等体験による実践の往還により「介護等体験」における学びが自らを成長させた確かな実感が率直に述べられていた。ただし、1人は進路変更のため「介護等体験」を辞退した。

介護等体験の辞退をめぐっては、「例年、多くの辞退者が出ている現状があり、その手続

きのため、円滑な運営に支障が生じて」いるとされる<sup>29</sup>。

そして、「介護等体験」を終えた17人のうち4人が体験期間を決定後に変更した。このうち、1人は社会福祉施設における「介護等体験」に臨むにあたり健康観察を怠ったため、もう1人は特別支援学校における「介護等体験」と就職のための面接試験の日程が重なってしまったことにより体験期間を変更した。

県教委によれば、2020年度当初受入数は2,476人であり、11人が辞退した。そして、実際に実施できたのは517人<sup>30</sup>であり、期間変更が4件であったという。このうち辞退者1人と期間変更1件が本学学生の都合によるものであった。

これらに係る県教委や特別支援学校への連絡および変更届（様式6-1、同6-2）、辞退届（様式7）の作成は、科目担当教員が担い、こどもコミュニティセンターから送付した<sup>31</sup>。

さらに本学の場合、「介護等体験」期間が県教委への教員免許状一括申請の締切よりも後に設定されたことにより2人の社会福祉施設における「介護等体験」期間変更を依頼した。

冒頭において指摘した通り、介護等体験は小学校および中学校の普通教員免許状を取得しようとする者に課されている。そして、教員免許状を取得するためには、都道府県教育委員会に申請が必要であり、「介護等体験特例法に定める書類」、すなわち介護等体験を終了したことを証明する書類（以下、介護等体験証明書と略記する）の提出が求められている。この他にも卒業証明書や学力に関する証明書、手数料等の提出が求められている。

この教員免許状申請のための業務をめぐっては、全国の大学等の担当部署および各都道府県において膨大な業務量となることが知られている<sup>32</sup>。本学の場合、この業務は教務課が担当している。

「介護等体験」開講にあたり、介護等体験証明書の提出それ自体の必要性は理解していた。しかし、県教委への教員免許状一括申請の締切が、本学における「介護等体験」が全て終了する1月末よりも早いことは理解していなかった。

そこで、教員免許状一括申請の締切に間に合うよう、科目担当教員が社会福祉施設に連絡し、期間変更を依頼した。これらに係る県社協および社会福祉施設への連絡および変更届（様式⑤）の作成は、科目担当教員が担い、こどもコミュニティセンターから送付した。辞退に伴う「返金手続願」（様式⑥）はこどもコミュニティセンターが作成、送付した<sup>33</sup>。

上述のように、本学における「介護等体験」は、現在、学校教育学科の授業科目として開講されている。2022年度からは現代社会学科の「介護等体験」も開講される。

科目を担当する教員と科目を開講する学部・学科、介護等体験に係る事務手続きに関わるこどもコミュニティセンター、および介護等体験証明書を含めた教員免許状一括申請業務に関わる教務課等が役割分担を明確にしつつ、より一層、連携できる体制が必要である。

コロナ禍における浦和大学の「介護等体験」のための手続きやICT機器を活用した事前事後指導の成果と課題を2021年度以降の本学における介護等体験にむけて活かしていかなければならない<sup>34</sup>。他日に期したい。

## 注

- 1 1997年「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」法律第90号、6月18日公布、1998年4月1日施行。
- 2 1997年11月26日文教教第230号文部事務次官通達「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」、文部科学省。[https://www.mext.go.jp/content/20200807-mxt\\_kyoikujinzai01-000008775-6.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200807-mxt_kyoikujinzai01-000008775-6.pdf)。最終アクセス2021年3月31日。
- 3 ①2020年8月11日文部科学省令第29号「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が公布、同日施行された。そして、同日、②文部科学大臣決定「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則附則第二項の規定により読み替えられた同令第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める者」および③文部科学大臣決定「令和2年度に限り小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第二条第十号の規定による同条第一号から第九号の二までに掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を指定する件」。
- 4 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会。活動の記録。[https://www.kanshikyuu.org/index.php?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=journal\\_view\\_main\\_detail&post\\_id=168&comment\\_flag=1&block\\_id=415#\\_415](https://www.kanshikyuu.org/index.php?action=pages_view_main&active_action=journal_view_main_detail&post_id=168&comment_flag=1&block_id=415#_415)。最終アクセス3月31日。
- 5 関東地区私立大学教職課程協会による調査件数に本学の事例は含まれていない。
- 6 近年、介護等体験を事前・事後指導を含めて授業科目とし、単位を認定する大学が設置主体を問わず確認されるようになってきている。  
例えば、学校法人龍谷大学や国立大学法人秋田大学など。龍谷大学。介護等体験・教育実習。<https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/flow/experience.html>。国立大学法人秋田大学教育文化学部・大学院教育学研究科。介護等体験について。[https://www.akita-u.ac.jp/eduhuman/department/dept\\_practice02.html](https://www.akita-u.ac.jp/eduhuman/department/dept_practice02.html)。いずれも最終アクセスは、2021年3月31日。
- 7 学校教育学科の「介護等体験」は、同科目を開設した2017年4月時点の「教育職員免許法施行規則」に定める科目区分には位置づいていない。ただし、2017年11月改定「教育職員免許法施行規則」による「浦和大学社会学部現代社会学科教員養成課程に関する細則」第2条2別表1では、「大学が独自に設定する科目」として位置づけている。
- 8 法令には「介護等の体験を免除する者」として「身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者」が規定されている（「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（1997年11月26日文部省令第40号第3条2））。本学も該当者への対応を検討する必要がある。
- 9 埼玉県教育委員会「令和2年度埼玉県公立特別支援学校介護等の体験 実施要項」（p.2）および社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会『教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱令和2年度版』（p.13）による。
- 10 データの送信にあたってはパスワードの設定やメールタイトルの設定方法等が決められていた。埼玉県。介護等の体験。 <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/kaigo-taiken.html>。最終アクセス2021年3月31日。
- 11 2020年2月28日元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のため小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」
- 12 2020年3月30日教特第746号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年度埼玉県特別支援学校介護等の体験に係る対応について」

- 13 さらに、2020年4月3日「令和2年度における介護等体験の実施にあたっての留意事項について（通知）」（2教教育人第2号）により「介護等体験の円滑な実施について、責任を持って必要な対応」が依頼された。
- 14 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会『教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱（令和2年度版）』、説明会配布資料。
- 15 同上、p.2。県社協埼玉県福祉人材センター webサイトには現在、2021年度用の『教育職員免許法の特例による介護等体験事業実施要綱』が掲載されている。
- 16 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター長から各関係大学学長、各関係短期大学学長、各指定教員養成機関の長宛の「令和2年度教員免許特例法による介護等体験における学生の受入時期延期のお知らせ」（事務連絡）
- 17 「令和2年度教員免許特例法による介護等体験における学生の受入時期延期及びそれに伴う手続きについて（通知）」（埼社協第505号）
- 18 「令和2年度介護等体験事業における文部科学省からの通知について（照会）」（埼社協第28949号）
- 19 これに伴い県社協は、県下の大学等に意向調査を実施し、その結果を公表している。社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会人材センター。8月11日付文部科学省通知による代替措置実施についての調査報告。 [https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/experience\\_9.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/experience_9.html)最終アクセス2020年3月31日。
- 20 戸田市において体験を予定していた学生は、複数回の再配属を要し、最終的にはさいたま市において体験することとなった。
- 21 浦和大学。学修環境整備の支援について。 <http://www.urawa.ac.jp/urawa-info/sonota/3214>最終アクセス2021年3月31日。
- 22 Google。Google for Education。 <https://edu.google.com/why-google/privacy-security/>。最終アクセス2021年3月31日。
- 23 大学の教育条件整備、とりわけ情報環境の整備については、さらなる充実が求められている。本学においても更なる教育条件の整備・充実が不可欠であろう。大学ICT推進協議会「今後の大学における情報環境の整備のあり方に関する提言について」（2020年12月10日）大学ICT推進協議会報告等。 <https://axies.jp/report/publications/dxtf/>。最終アクセス2021年3月31日。
- 24 株式会社朝日ネット。manaba。 <https://manaba.jp/>。最終アクセス2021年3月31日。
- 25 「自分に出来るのかな」、「『介護』についてあまり知識がなく」、「できればやりたくない」、「教員免許状取得と関係ないように思っていました」、「不安で頭がいっぱい」、「介護についての知識が皆無だった」
- 26 原稿執筆にあたり、出典等を加筆した。
- 27 「わからないことが多かった」、「介護のスキルは教育に関係ないと思っていた」、「施設利用者との関わりについて不安に思うことがある」、「障害者の方と上手くコミュニケーションをとることができるのだろうかと不安に思っていました」、「どんなところなのかもあまり理解しておらず、正直不安でした」、「介護等体験への不安を和らげることができた」、「すごく不安な気持ちを抱えていた」
- 28 「不安は誰しものが抱えるもので心配する必要がないことを教えてくださった」、「学生の不安に寄り添っていただいたおかげで、介護等体験を無事に終えることができた」
- 29 2019年11月5日介護等体験実務説明会（教員養成機関向け）配布資料、p.9。
- 30 この他に2020年8月11日付2文科教第401号による代替措置をとった大学が存在するという。埼玉県教育委員会「令和3年度埼玉県公立特別支援学校介護等の体験 実施要項」2021年2月16日説明会資料。



- 31 埼玉県.介護等の体験. <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/kaigo-taiken.html>.最終アクセス2021年3月31日.
- 32 埼玉県では、年度末の教員免許状申請のための窓口業務が膨大であることやコロナ禍により今年度は利用制限をしている。埼玉県.教員免許.<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyoin-menkyo/index.html>.最終アクセス2021年3月31日。
- 33 すでに、2021年度版に改められている。2020年度の様式と同一である。社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会人材センター.「介護等体験事業実施要綱」及び「様式」. [https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/experience\\_5.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/experience_5.html).最終アクセス2021年3月31日。
- 34 2021年2月16日に今年度介護等体験説明会が実施され、手続きがはじまっている。社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会人材センター. 教員免許のための介護等体験.<https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/experience.html>.最終アクセス2021年3月31日。

## Summary

Practical report on guidance necessary for nursing experience in Social welfare facility and Special Support School, using ICT equipment of Urawa University in COVID-19

Toru Uchida, Yoshihiro Okada, Hitomi Okamoto, Toko Tsurugaya, Naomi Sakaguchi

Urawa University started the course of nursing experience in Social welfare facilities and Special Support Schools in 2020. And Urawa University has upgraded its facilities for online lessons. Guidance for the course was provided online using ICT equipment.

Through the guidance that began in this way, the students learned purposes of care and Significances of nursing experience. Additionally, the students knew what they could do, set goals to grow, and went through the experience. The students wrote the following expectations in the report: 'In the future, I want to work in Special Support School' and 'I will submit a desire to work in Special School'. From these reports, I confirmed the student's willingness to start working as a teacher with confidences and perspectives.

**Keywords** nursing experience in Social welfare facility and Special Support School, ICT equipment, pre-guidance

(2021年5月13日受領)